



石川労働局発表
令和6年8月30日（金）

石川労働局労働基準部
担当 健康安全課長 宮田玄彦
地方労働衛生専門官 山中基智
連絡先 076-265-4424

**「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして
令和6年度（第75回）全国労働衛生週間を実施します。**

～ 全国労働衛生週間の準備期間となる9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、集中的・重点的に指導を実施 ～

石川労働局（局長 八木健一（やぎけんいち））は、県内の事業主に対して、全国労働衛生週間及び準備期間に向けた局長メッセージを発信し、同期間における自主的な行事や活動等の取り組みを呼びかけます。（別紙「石川労働局長メッセージ」参照）

令和6年度（第75回）全国労働衛生週間

- 1 実施期間 令和6年10月1日～10月7日（準備期間：9/1～9/30）
- 2 主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- 3 スローガン **「推してます みんな笑顔の 健康職場」**
- 4 重点事項 令和6年度全国労働衛生週間実施要綱（別添1・2）のとおり

全国労働衛生週間の準備期間となる9月を「職場の健康診断実施強化月間」（別添3）と位置づけ、石川労働局及び各労働基準監督署では、準備期間中に実施する事業場への説明会及び個別に行う指導時に、下記のとおり重点事項について集中的かつ重点的に指導を行います。

職場の健康診断実施強化月間（9月1日～9月30日） 重点事項

- ① 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- ② 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ③ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- ⑤ 健康保険法に基づく保健事業との連携
- ⑥ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

参考資料：定期健康診断結果から見た有所見率の推移（別添4）
年別業務上疾病発生状況（別添5）

令和6年度 全国労働衛生週間 石川労働局長 メッセージ

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。

いくつになっても安心して健康に働き続けられる職場環境（**エイジフレンドリー職場**）の確保のためには、労働者の健康状態の把握や職場環境の改善、転倒・腰痛災害予防のための健康づくり等が重要です。

また、職場の労働衛生の確保のためには、化学物質・石綿・粉じん等の**有害業務**による健康障害防止対策のほか、**長時間労働**による健康障害防止対策や**メンタルヘルス**対策、疾病を抱えた労働者の**治療と仕事の両立支援**等の取組みも大切です。

このような状況の下、本年も10月1日から10月7日までの間、「**全国労働衛生週間**」（準備期間：9月1日から9月30日まで）が実施されます。

また、9月は「**職場の健康診断実施強化月間**」として、一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施等の徹底についても重点的な啓発を行っています。

令和5年度を初年度とする「**第14次労働災害防止計画**」（5か年計画）に基づく重点対策も踏まえながら、経営トップの指揮の下、各労働者や管理監督者、産業保健スタッフ等が一丸となって、**自主的な労働衛生管理活動**を展開し、労働者の「**こころとからだの健康**」が確保される職場の実現につながるよう、実効ある労働衛生週間にしましょう！

石川労働局長 八木 健一



【 令和6年度 全国労働衛生週間スローガン 】

推してます みんな笑顔の 健康職場



(別添)

令和6年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第75回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和5年度には1,099件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和5年度には883件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない化学物質への対策を強化するため、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てについて、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うための所要の法令改正等を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

加えて、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書で提言された個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、取組を進めている。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

推してます みんな笑顔の 健康職場

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

 - ア 重点事項
 - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライ

フ・バランス)の推進

- b 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ)転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

（エ）化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
- c SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
- d ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

（オ）石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底

- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
 - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と

仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化
- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- e 両立支援コーディネーターの活用
- f 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- b 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
- c 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと
- d 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

(ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

(コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用

(サ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康

に就業するための取組の推進に関する事項

- a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
- b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

- a 騒音健康診断の実施
- b 聴覚保護具の使用
- c 騒音障害防止対策の管理者の選任

(エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

(オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

(カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

(キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

(ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

(イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

事業者の皆さまへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



■団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

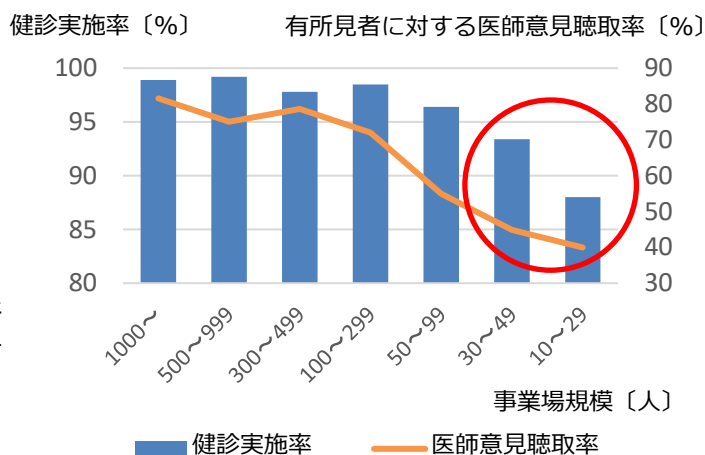
- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



（出典：令和4年労働安全衛生調査）

＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- **医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

令和6年8月23日付け基安発0823第2号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。
- 3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。
 - (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
 - (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
 - (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職場におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
 - (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
 - (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した目のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
 - (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職場での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
 - (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

定期健康診断結果から見た有所見率の推移

石川労働局健康安全課
【出典 厚生労働省 定型統計】

1. 定期健康診断結果（有所見率の推移）

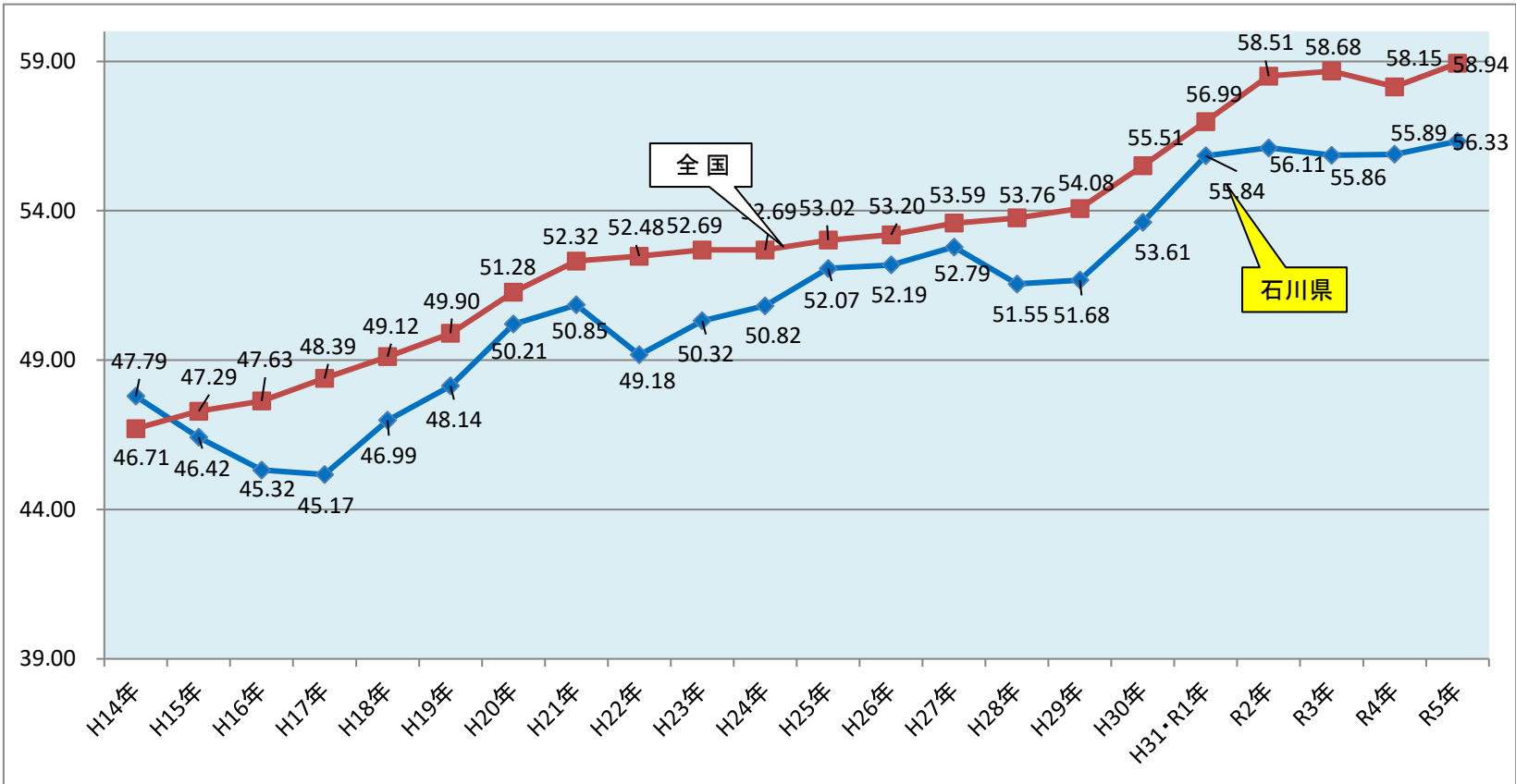
- (1) 全国平均との比較
- ・ 石川県の有所見率は平成15年以降は全国平均を下回っている。平成20年に50%を超え、令和5年には過去最高値の56.33%となった。石川県の有所見率は、全国平均と同様に長期的に上昇基調にある。
 - ・ 石川県の項目別の有所見率では、**聴力**、**血圧**の有所見率が**従来から高い傾向**にあり全国平均を上回っている。
- (2) 定期健康診断の項目別有所見率の推移
- ・ 石川県は、血中脂質検査が**27.74%**と最も高い有所見率となっている。次いで血圧検査で**18.87%**、肝機能検査で**13.70%**の有所見率となっており、上記3位までの項目はいずれも全国平均の上位3位の項目と同じである。

【表1 定期健康診断有所見率の推移（全国との対比）】

		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
実施事業場数		1,176	1,210	1,248	1,194	1,238	1,485	1,193	1,290	1,569	1,209
受診者数		123,480	127,134	128,080	116,666	124,421	159,501	118,159	125,371	129,291	118,603
有所見者数		64,450	67,109	66,031	60,289	66,705	89,070	66,301	70,036	72,261	66,807
有所見率		52.19	52.79	51.55	51.68	53.61	55.84	56.11	55.86	55.89	56.33
(全国有所見率)		53.24	53.59	53.76	54.08	55.51	56.99	58.51	58.68	58.15	58.94
項目別有所見率	聴力(1000Hz)	4.18	4.24	4.38	4.29	4.31	4.40	4.69	4.65	4.51	4.51
	(全国有所見率)	3.56	3.54	3.59	3.63	3.74	3.55	3.89	3.87	3.88	3.82
	①聴力(4000Hz)	9.19	8.87	8.60	8.76	9.00	8.97	9.18	9.02	8.97	8.94
	(全国有所見率)	7.52	7.42	7.37	7.32	7.38	6.92	7.35	7.25	7.33	7.20
	②胸部X線検査	2.93	3.14	2.90	2.92	3.03	3.28	3.20	3.02	3.15	3.02
	(全国有所見率)	4.21	4.20	4.18	4.22	4.32	4.57	4.49	4.49	4.57	4.60
	③血 圧	16.80	16.90	16.19	16.35	16.76	17.54	19.11	18.85	18.80	18.87
	(全国有所見率)	15.06	15.17	15.40	15.73	16.09	16.18	17.87	17.80	18.14	18.31
	④貧血検査	7.08	6.97	6.79	6.59	6.84	6.76	6.16	6.48	6.46	6.98
	(全国有所見率)	7.41	7.56	7.77	7.82	7.70	7.74	7.66	8.01	8.25	8.64
	⑤肝機能検査	12.27	12.92	12.46	12.75	13.10	14.00	14.87	13.89	13.57	13.70
	(全国有所見率)	14.62	14.69	15.02	15.17	15.53	15.88	16.96	16.61	15.91	15.87
	⑥血中脂質検査	29.67	29.42	28.39	28.51	28.31	28.65	29.84	29.39	28.02	27.74
	(全国有所見率)	32.69	32.59	32.24	32.03	31.78	31.99	33.27	32.96	31.62	31.22
	⑦血糖検査	9.76	10.41	9.44	10.41	9.36	10.63	10.07	11.10	11.33	11.79
	(全国有所見率)	10.41	10.82	11.04	11.36	11.69	11.91	12.05	12.48	12.76	13.11
	尿検査(糖)	2.26	2.38	2.51	2.72	2.67	2.85	3.18	3.32	3.50	3.47
	(全国有所見率)	2.48	2.53	2.65	2.84	2.85	2.91	3.22	3.35	3.53	3.64
	尿検査(蛋白)	4.93	4.95	4.35	4.29	4.30	5.11	4.34	3.64	3.96	3.84
	(全国有所見率)	4.22	4.29	4.34	4.43	4.35	4.37	4.00	3.76	3.80	3.83
	⑧心電図検査	6.37	6.74	7.17	6.66	6.84	7.16	7.10	6.82	7.18	6.98
	(全国有所見率)	9.70	9.71	9.77	9.85	9.89	9.89	9.95	10.48	10.74	10.74

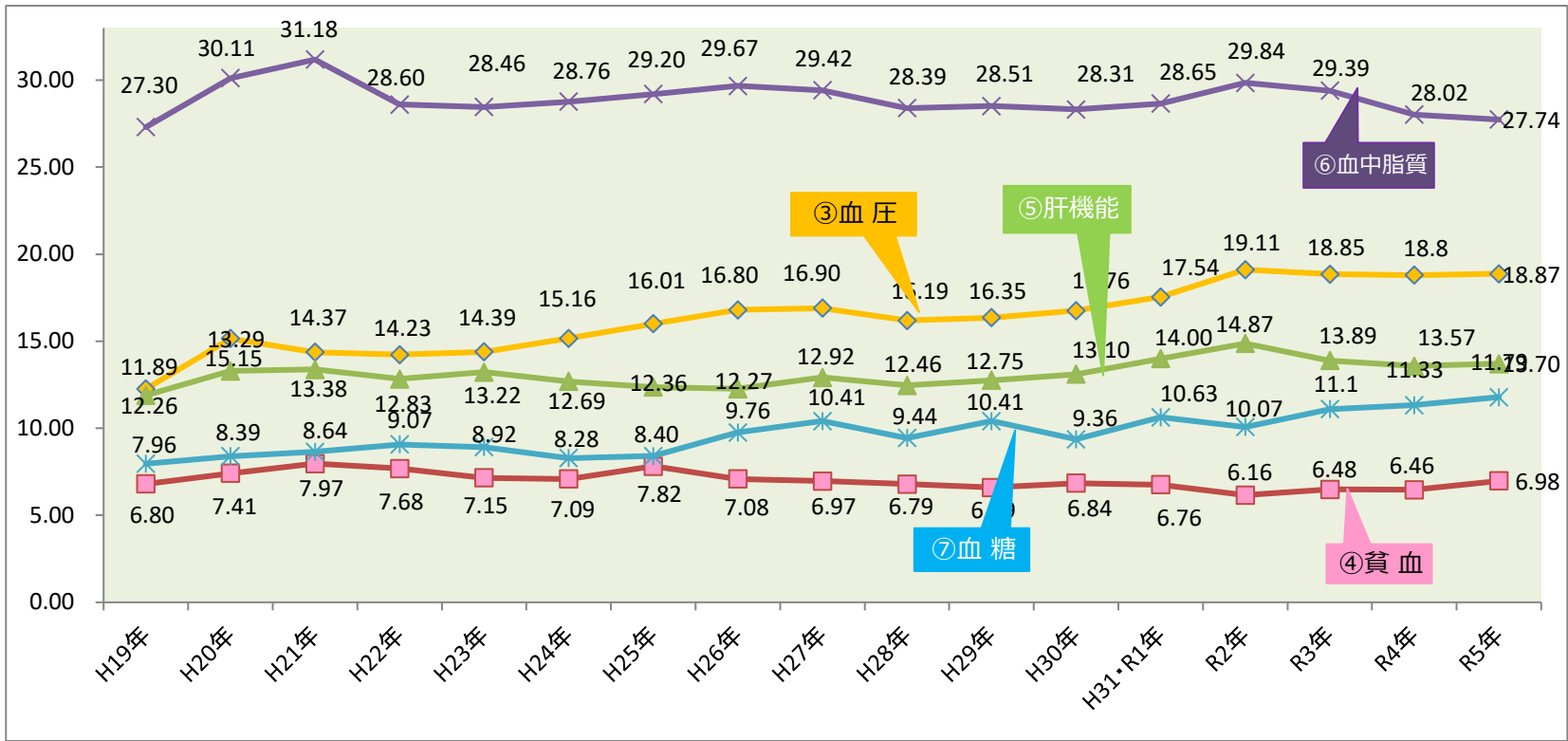
(注) 朱色は、全国の数値より高いもの

【図1 定期健康診断有所見率の推移】

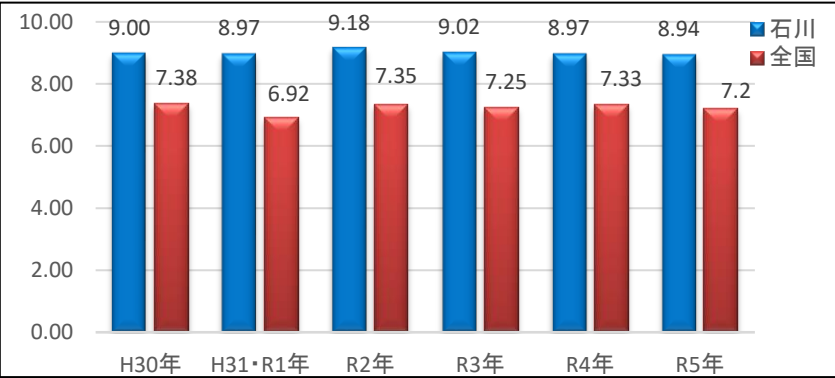


2. 健康診断項目別の有所見率の推移

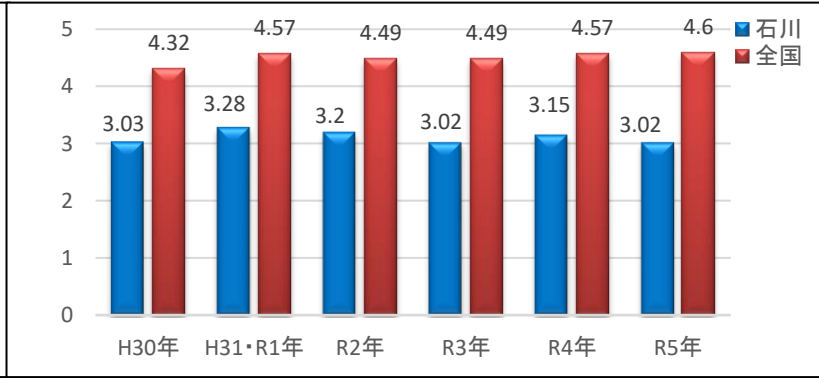
【図2 脳・心臓疾患の主な検査項目に係る有所見率の推移】



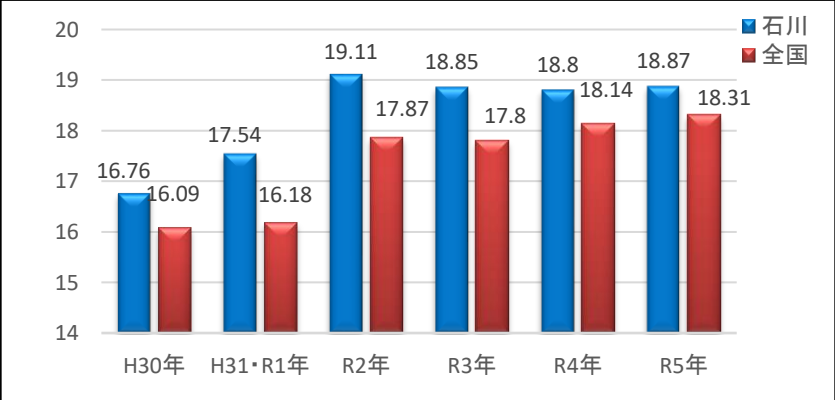
①聴力検査 (4000Hz)



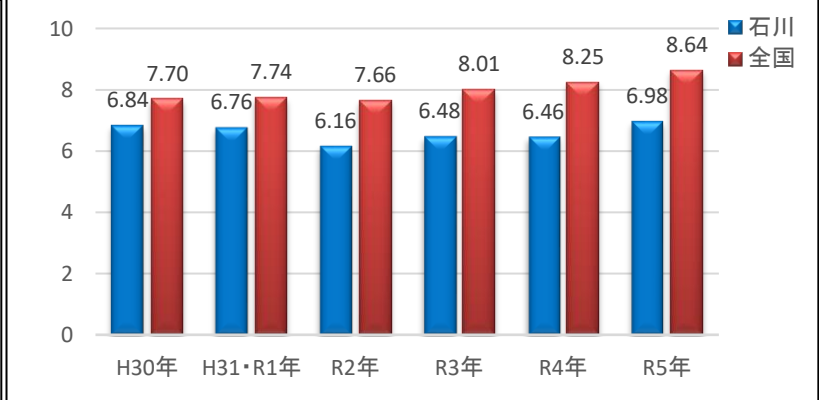
②胸部X線検査



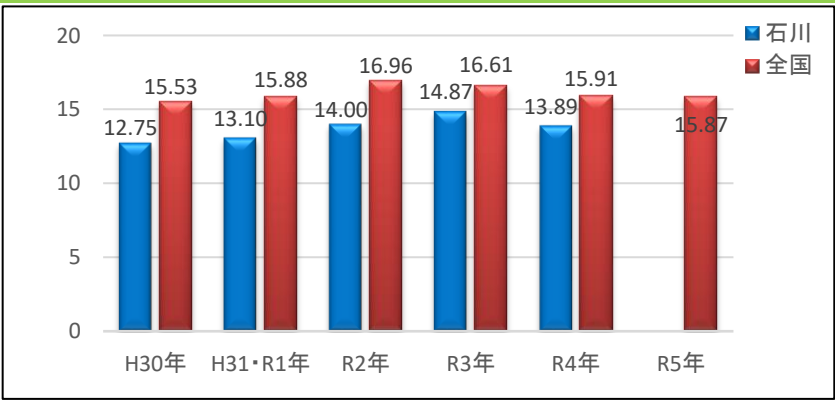
③血圧検査



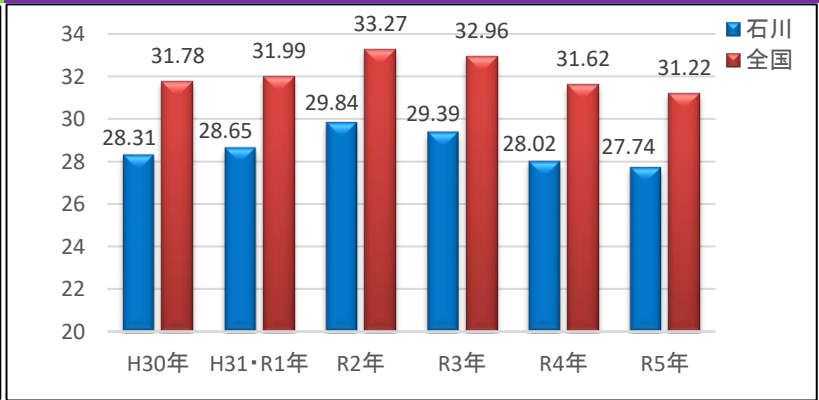
④貧血検査



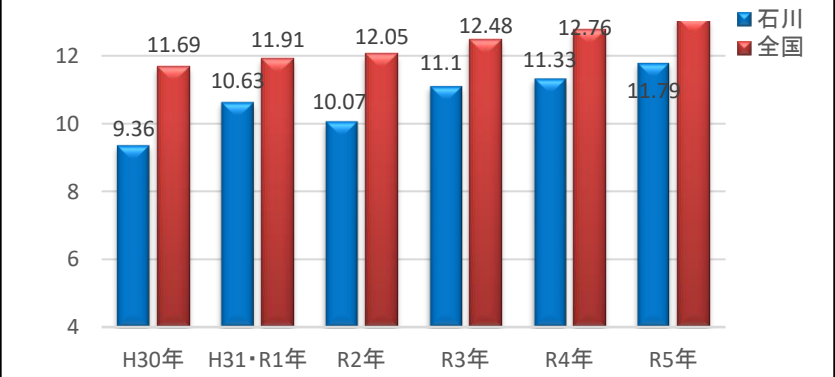
⑤肝機能検査



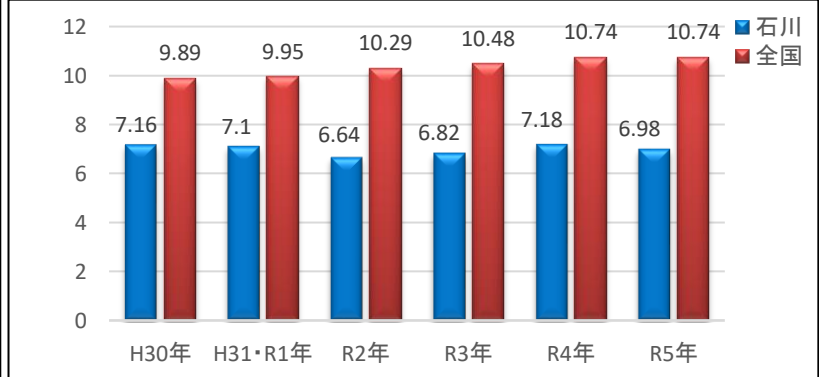
⑥血中脂質検査



⑦血糖検査



⑧心電図検査



年別業務上疾病発生状況

石川労働局
(人)

年別		26年	27年	28年	29年	30年	31/1年	2年	3年	4年	5年
傷病性質区分											
(1)	負傷に起因する疾病	59	72 ①	54	61	55	78	80 ①	50	51	69
	うち 腰痛	47	46	41	44	42	58	51	36	39	55
物理的因子による疾病	(2) 有 害 光 線 に よ る 疾 病										
	(3) 電 離 放 射 線 に よ る 疾 病										
	(4) 異 常 気 圧 下 に お け る 疾 病										
	(5) 異 常 温 度 条 件 に お け る 疾 病	8	7	4 ①	6	25	11	8 ①	5	16 ①	17 ①
	(6) 騒 音 に よ る 耳 の 疾 病				1						
	(7) (2)～(7)以外の物理的因子による疾病										1
	小 計	8	7	4 ①	7	25	11	8 ①	5	16 ①	18 ①
作業様態に起因する疾病	(8) 重激業務による運動器疾病と内臓脱				1						
	(9) 負傷によらない業務上の腰痛				3			1	3		1
	(10) 振 動 障 害		1								
	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	2	1		1	1		3		2	
	(12) (8)～(11)以外の作業態様に起因する疾病				2	2			1		
	小 計	2	2		7	3		4	4	2	1
(13) 酸 素 欠 乏 症											
(14) 化学物質による疾病(がんを除く)		1	3	4	1	5 ③	9	6	3	3	1
(15) じん肺及びじん肺合併症		2	2	3	1	1	1	1	1		
(16) 病原体による疾病			1					53 ①	154 ①	1,172	317
がん	(17) 電 離 放 射 線 に よ る が ん										
	(18) 化 学 物 質 に よ る が ん								1		
	(19) (17)、(18)以外の原因によるがん										
	小 計								1		
(20) 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等		2 ②				2 ①					1
(21) 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害			1 ①			1	2 ①		2	1	
(22) その他の業務によることの明らかな疾病									1	1	
合 計		74 ②	88 ②	65 ①	77	92 ④	101 ①	152 ③	221 ①	1,246 ①	407 ①

1. 本省定型統計による。
2. 数字は休業4日以上業務上疾病による死傷者数である。
3. ○印の数字は死亡者数で死傷者数の内数である。